

研究の自由をどのように正当化できるのか

清水右郷 (Ukyo Shimizu)

日本学術振興会特別研究員 PD (京都大学)

学問の自由はたびたび激しい政治的争点になるが、その原因は、学問の自由という概念そのものに曖昧さが残っており、学問の自由に訴える議論の正当性を確信できていないということにあるのかもしれない。というのも、学問の自由に関する先行研究に目を向けてみると、学問の自由の内容や正当性をめぐる論争が少なくないからである。

本発表では、学問の自由の中でも研究の自由に焦点を当て、その正当化の道筋の整理に取り組む。研究の自由は、科学者集団が真理を追求するために重要だと語られつつも、科学を野放しにすることの危険性から無制限には認められないとも論じられてきた。このような緊張関係は、人を対象とする研究の規制をめぐって顕著な問題になっている。そこで本発表の考察部分では、研究規制の問題を参照して、研究の自由に関する哲学研究が何を明らかにすべきかについて考察する。なお、研究の自由をいわゆる自然科学的な「科学」に限定して考える必要はないが、どのような分野のどのような活動に自由を認めるかはまさに検討すべき事柄であり、本発表ではさしあたり「科学」(およびそれを行う「科学者」)という用語を幅広い探求を指す緩やかな言葉として用いる。

学問の自由の内容は憲法学においてよく検討されており、研究の自由、発表の自由、教授の自由、大学の自治といった細目に整理されることが多い (e.g. 芦部, 2019)。整理後の各項目は異なる意味の自由を指し示しており、憲法学の中だけでも、学問の自由という概念に様々な内容が詰め込まれている。本発表では、特に科学哲学に関連が深いと考えられる研究の自由に焦点を絞る。

研究の自由は、英語圏では *scientific freedom*, *scientific autonomy*, *right to research*, *free inquiry* などの用語で語られているところのものであり、その正確な意味はまさに検討すべき事柄であるものの、大まかに言えば、科学者たちが外部から干渉を受けることなく自分たちの判断によって研究をする自由のことである。そのような意味での研究の自由は、認識論的利点によって正当化されることが多い。ジョン・スチュアート・ミルの『自由論』の一部で論じられているように、制限のない自由な探求によって、我々の信念の誤りが露わになり、ドグマから抜け出すことが可能になるために、研究の自由は真理の追求にとって重要な要素なのだと主張するのである。

このような議論は一見したところでは説得的にも思えるが、科学哲学(とりわけ社会認識論)からは批判的検討の余地がある。例えば、ウィルホルト (2010) は、研究の自由は認識論的利点を持つという議論を大きく二つの前提に分けて検討している。一つ目は研究の自由を確保すれば研究が多様に行われるという前提であり、二つ目は多様な研究の実施が実際に認識論的利点を持つという前提であるが、どちらの前提も無条件に正しいとは言えず、科学者の自由に任せることで研究の多様性が不十分になるような状況もありうる指摘されている。他にも、ゴールドマン (1999) はミルの議論を検討し、

自由こそが認識論的に最善の制度だという見解を退けている。彼の議論のポイントは、真理の追求を目的とする場合には議論の質が確保されなければならない、どのような議論でも多ければ多いほど良いとは言えないし、「自由市場」は議論の質を最大化するものではないということである。ゴールドマンは裁判過程の手続きなどの例を挙げ、外部からの介入を伴う制度の方が認識論的に優れている場合があると主張する。

もし研究の自由を認識論的観点から正当化できたとしても、倫理的観点からその自由が制限される可能性がある。キッチャー (2001) は、ミルの『自由論』が示すような認識論的利点に一定の理解を示しつつも、研究の自由を制限する必要性を主張している。探求の結論が社会的弱者に有害な影響を及ぼすと予想される状況では、真理の追求だけが絶対的な価値だと言えない以上、倫理的関心から有害な結果を避けるべきであり、そのために有害な結果をもたらす探求を行うべきではないというのが彼の議論の要点である。他方で彼は、そうした探求を法的に禁止することは逆に研究の自由を濫用する側に有利に働き、逆効果になるとして、法的規制には反対している。

以上で例示した議論ではミルの『自由論』を意識して研究の自由を検討しているが、そもそもミルの議論は現代の科学と当てはまりが悪いところも多い。まず、ミルの議論では言論活動としての探求が想定されている一方で、医学などでは臨床試験のように単なる言論とは言い難い探求も行われており、後者の探求には法的規制の実例が数多くある。他にも、ミルの議論では、人々が探求を通じて各自の個性を伸ばし、社会に多様な個人が生きることによって大きな利益が生じると考えるが、現代では科学研究から有益な科学技術的成果が生じることを期待して国家的な科学振興が進められている。つまり、現代では研究の成果物がもたらす社会的利益を妨げることのないよう、研究の自由を確保すべきだと考えられているのである。これは研究の自由の直裁な帰結主義的正当化であり、研究の成果物が主要な関心になっていることから、ミルのようなタイプの正当化とは研究の自由の適用範囲が異なるかもしれない (cf. Bayertz, 2006)。

研究の自由に関してもなお多くの論点があり、本発表の中だけで研究の自由を正当化する道筋を明確に示すことは難しい。そこで本発表では論点整理を主な内容として、今後どのようなテーマを検討すべきかということ考察し、将来の研究に繋げたい。その際、今後検討すべきテーマは現在の社会的論争との関連性から選択する。具体的には、人を対象とする研究の自由と規制をめぐる生じている論争を参照し、その論争を解決するために哲学が何を明らかにすべきかについて考察する。

参考文献

芦部信喜 (2019). 『憲法』 岩波書店

Bayertz, K. (2006). Three arguments for scientific freedom. *Ethical Theory and Moral Practice*, 9(4), 377-398.

Goldman, A. I. (1999). *Knowledge in a Social World*. Oxford University Press.

Kitcher, P. (2001). *Science, Truth, and Democracy*. Oxford University Press.

Wilholt, T. (2010). Scientific freedom: Its grounds and their limitations. *Studies in History and Philosophy of Science Part A*, 41(2), 174-181.